



自分のためにも子どものためにも禁煙したいと考えている方へ

禁煙外来治療費を助成します

対象者 以下のすべての要件を満たす方

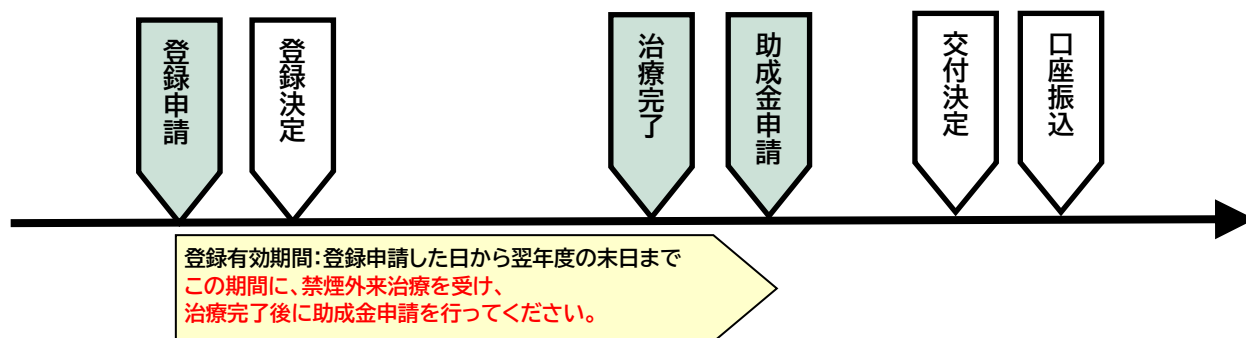
- ・登録申請時および助成金交付申請時において継続して豊島区に住民登録があること
- ・健康保険で禁煙治療を受けることができること(詳細は裏面をご覧ください。)
- ・指定医療機関で禁煙外来治療を受け、自己負担額を支払っていること
- ・本事業および同種の助成制度の助成金交付を受けたことがないこと

助成額

5,000円(妊婦や18歳未満の者を含む世帯の場合は、20,000円) ※一人一回のみ

助成の流れ

禁煙を決意したら、まず本事業への登録を申請します。登録手続きが完了後、指定医療機関で禁煙治療を開始し、治療完了後、地域保健課に費用助成の申請をしていただきます。審査後、ご指定いただいた口座に助成金を振り込みます。



交付の条件

登録有効期間内※に禁煙外来治療を完了し、助成金の交付申請をすること
※登録申請した日から、翌年度の末日までを登録有効期間とします。

(例)令和7年9月に登録申請した場合、令和9年3月31日まで助成金申請ができます。

お問い合わせ先

豊島区 健康部 地域保健課 がん対策・健康計画グループ

〒170-0013

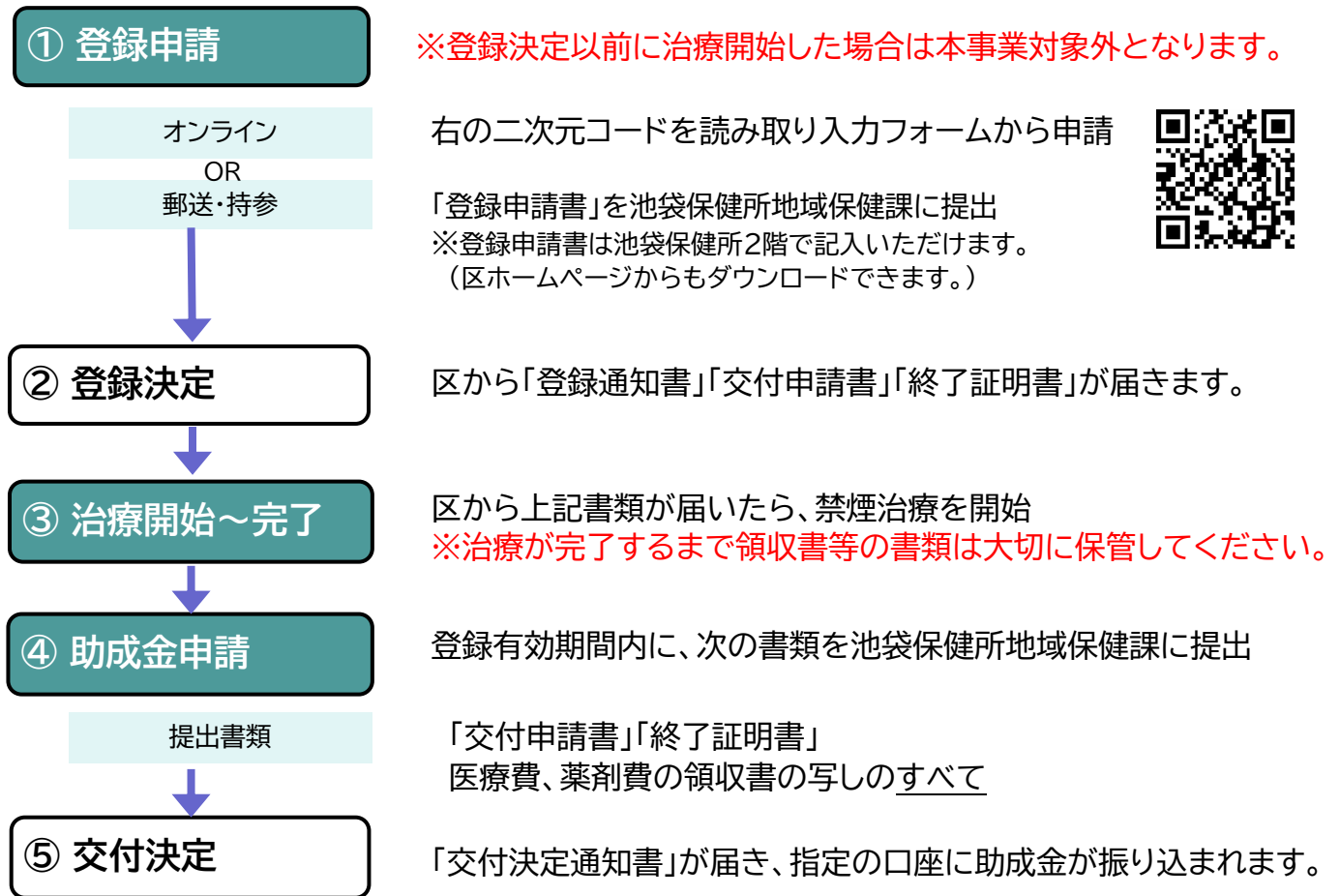
豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所2階

☎03-3987-4243(直通)

詳しくは
区HPを
ご覧ください



利用の流れ



健康保険で受けられる禁煙治療

禁煙治療を健康保険で受けるには以下の4つの条件を満たしている必要があります。

- ①ニコチン依存症を診断するテスト(TDS)で5点以上
- ②(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上 ※35歳未満は要件から除外
- ③直ちに禁煙したいと思っている
- ④医師から受けた禁煙治療の説明に同意している

ニコチン依存症を判定するテスト TDS(Tobacco Dependence Screener)

「禁煙治療のための標準手順書第8.1版」より引用

設問内容	はい (1点)	いいえ (0点)
①自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまいましたか。		
②禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありますか。		
③禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることがありましたか。		
④禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。(イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加)		
⑤④でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
⑥重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
⑦タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑧タバコのために自分に精神的問題(※)が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
⑨自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
⑩タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		

(※)禁煙や本数を減らしたときに出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。